

標準貨物自動車運送約款等の改正について

トラック運送事業における適正な運賃・料金の収受に向け、国土交通省は平成29年8月4日に標準貨物自動車運送約款が改正され、平成29年11月4日に施行となります。

なお、約款については各事業所への掲示をお願いします。

1. 改正内容

標準貨物自動車運送約款等について、以下のような改正を行うことにより、運送の対価としての「運賃」及び運送以外の役務等の対価としての「料金」を適正に収受できる環境を整備します。

- (1) 荷送人が運送依頼をする際の運送状等の記載事項として、「積込料」、「取卸料」、「待機時間料」等の料金の具体例を規定。
- (2) 料金として積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」とし、荷待ちに対する対価を「待機時間料」と規定
- (3) 附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」等を明確化等。

2. 施行日

平成29年11月4日

○標準貨物自動車運送約款（傍線及び太文字の部分は改正部分）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 運送業務等

第一節・第二節（略）

第三節 積付け、積込み又は取卸し（第十七条）

第四節～第九節（略）

第三章 附帯業務

第一章 総則（略）

第二章 運送業務等

第一節 通則（略）

第二節 引受け

第六条、第七条（略）

（運送状等）

第八条 荷送人は、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。ただし、個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。第三十二条第二項において同じ。）が荷送人である場合であって、当

店がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。

- 一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数
- 二 集貨先及び配達先又は発送地及び到達地(団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。)
- 三 運送の扱種別
- 四 運賃、料金(第三十三条の二に規定する積込料及び取卸料、第三十三条の三に規定する待機時間料、第六十条第一項に規定する附帯業務料等をいう。)、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用(以下「運賃、料金等」という。)の額その他その支払に関する事項
- 五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
- 六 運送状の作成地及びその作成の年月日
- 七 高価品については、貨物の種類及び価額
- 八 貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨
- 九 第六十条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨
- 十 運送保険に付することを委託するときは、その旨
- 十一 その他その貨物の運送に関し必要な事項

2 荷送人は、当店が前項の運送状の提出の必要がないと認めたときは、当店に前項各号に掲げる事項を明告しなければなりません。

第九条～第十六条(略)

第三節 積付け、積込み又は取卸し

(積付け、積込み又は取卸し)

第十七条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

2 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店の責任においてこれを行います。

3 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第四節～第六節(略)

第七節 運賃及び料金

第三十二条・第三十三条(略)

(積込料又は取卸料)

第三十三条の二 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受します。

(待機時間料)

第三十三条の三 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は第六十条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて、当店が別に定める料金を収受します。

第三十四条～第三十七条（略）

第八節・第九節（略）

第三章 附帯業務

（附帯業務及び附帯業務料）

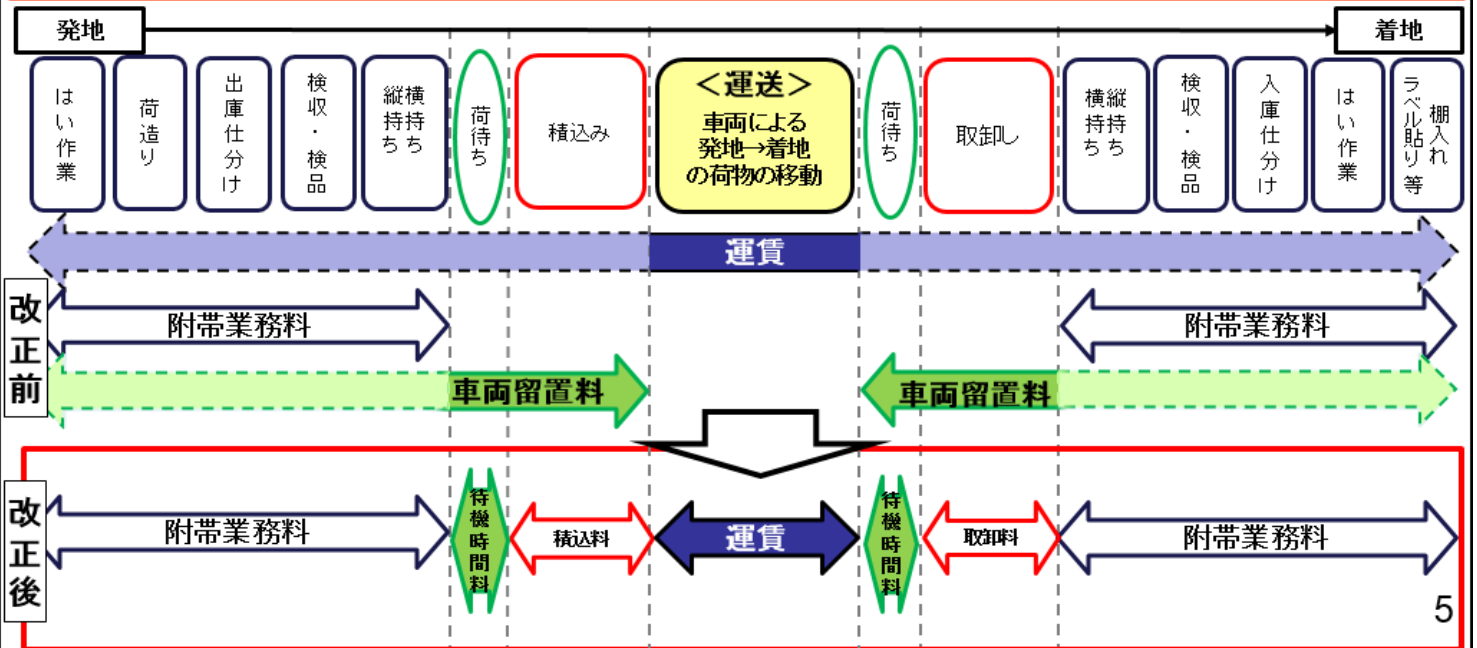
第六十条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。

2 附帯業務については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。

第六十一条・第六十二条（略）

適正な運賃・料金収受に向けた方策について

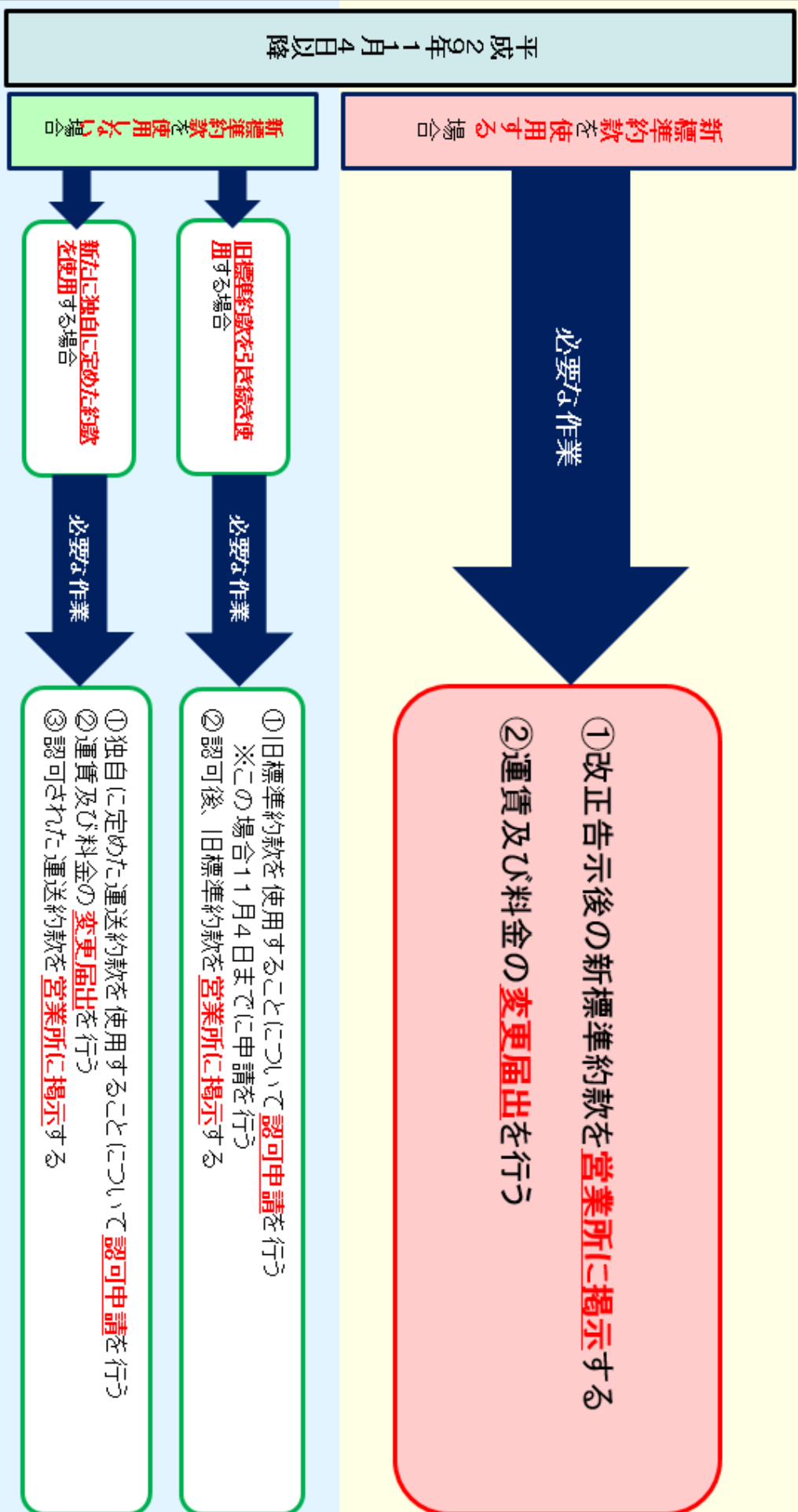
- 運賃が運送の対価であることを明確化するため、**運賃の範囲を明確化する通達を発出。**
- 適正な運賃・料金を収受するための方策として**標準貨物自動車運送約款を以下の通り改正。**
 - ①荷送人が運送依頼をする際に作成する**運送状等の記載事項について、「待機時間料」、「積込料」、「取卸料」等の料金の具体例を規定。**
 - ②荷待ちに対する対価を「待機時間料」とし、発地又は着地における積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」とそれぞれ規定。
 - ③附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」及び「はい作業」を追加。等^(※)



(※)はい作業:倉庫等において袋や箱を一定の方法で規則正しく積み上げたり、積み上げられた荷をくずしたりする作業

標準貨物自動車運送約款等の改正に伴いトラック事業者に行っていただくこと

○待機時間料、積込料及び取卸料を収受するためには、①運賃及び料金の変更届出、②新標準約款の掲示が必要ですよ。



(その他:従前から独自の約款を使用している場合)
○独自の約款を引き続き使用する場合には手続きは不要
○独自の約款の変更を行う場合にはの認可申請、②運賃及び料金の届出、③約款の掲示が必要